

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 25 年 1 月 4 日	61,975 円	■■■■■ 親権者 ■■■■■	平成 24 年 10 月 31 日、■■■■■付近において、公用車が転回するために駐車場に進入しようとして右折した際、自転車に乗って右後方から来た相手方を巻き込み、自転車の前輪部と接触し、損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。